



Title	1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(1)
Author(s)	佐藤, 鉄男; 町村, 泰貴
Citation	北大法学論集, 38(3), 164-128
Issue Date	1988-01-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16582
Type	bulletin (article)
File Information	38(3)_p164-128.pdf



[Instructions for use](#)

1985年のフランス倒産法 に関する法文の翻訳 (1)

佐藤鉄男
町村泰貴

はしがき

1. 本稿の対象

本稿は、1985年のフランス倒産法を構成する以下の2つの法律と4つのデクレの法文を翻訳するものである。

- ① 企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号
- ② 裁判上の管理人、受託清算人、企業診断鑑定人に関する1985年1月25日法律99号
- ③ 1985年1月25日法律98号第2条および第7条の適用のため制定される1985年12月27日デクレ1387号
- ④ 企業の裁判上の更生および清算に関する1985年12月27日デクレ1388号
- ⑤ 裁判上の管理人、受託清算人、企業診断鑑定人に関する1985年12月27日デクレ1389号
- ⑥ 商事事件における裁判上の管理人および受託清算人の手数料を定める1985年12月27日デクレ1390号

詳細かつ多量の法令であるため、一定量ずつ順次公表していくことになる。順番としては、まず基本となる法律①およびこれに付随するデクレ③④を訳出し、次いで法律②およびこれに付随するデクレ⑤⑥を訳出する予定である。

2. フランス倒産法の流れ

フランス倒産法は、1806年に商法典の一部として成立して以来、今回の改正法に至るまで数度の改正を経てきた。

1806年9月22日法律すなわち商法典に存在した破産法は、懲戒主義・商人破産主義を基調とするものであり、その影響は現在にも色濃く残っている。この法律は、1838年5月28日法律で改正されたが、内容的にはほぼ同一である。

次いで、1889年3月4日法律で改正を受け、ここでは、裁判上の清算 (liquidation judiciaire) という手続が創設された。その後、関連するデクレの制定で、内容的修正を受けながら、改正論議を経て、1955年の全面改正に至る。

この改正は、「破産 (faillite) および裁判上の整理 (règlement judiciaire) ならびに復権 (réhabilitation) に関するデクレ」によるものであり、破産と整理の機能分担を明らかにした。

しかし、1955年の全面改正直後から欠陥が指摘され、わずか12年で再び全面改正の対象となった。1967年の改正は、「裁判上の整理、財産の清算、個人破産および破産罪に関する法律」および「ある種の企業の経済的および財務的再建を容易にすることを目的とするオルドナンス」並びに各々に関するデクレの4つから成るものであった。人と企業の分離、再建手続の充実をねらいとした改正であったが、これも様々な欠陥が指摘されるに至り、今回の改正をみることになった。

すなわち、フランス経済のおかれた厳しい状況を背景に企業倒産が急激に増加し、1967年法は、倒産処理法としての機能を著しく低下していた。とりわけ、1967年法では企業再建はほとんど成功しておらず、再建型手続の充実が急務であった。また、整理にせよ清算にせよ、一般の債権者への弁済率がきわめて低くなり、西ドイツと同様、「破産の破産」という状況を呈していた。

(注) 1967年法に至るまでのフランス倒産法の流れについては、霜島甲一「1967年のフランス倒産立法改革について」判例タイムズ308号2頁参照。また同法の翻訳としては、霜島「1967年のフランス倒産立法改革に関する法文の翻訳(1)～(4・完)」法学志林68巻1・2号、3・4号、69巻1号、72巻1号。

なお、Centre de recherche sur le droit des affaires, L' application du droit de la faillite—Éléments pour un bilan, 1982 (Librairies Techniques) は、1967年法の運用状況を実態調査したものであり、今回の改正の基礎資料となったものである。

1985年法については、東京弁護士会・法律実務研究 創刊号181頁以下（高木新二郎）、日仏法学14号95頁以下（西澤宗英）に簡単な紹介がある。

3. 全体の枠組

今回の改正により、フランスの倒産処理手続は原則として「裁判上の更生手続」に一本化され、更生が不可能になった場合に「裁判上の清算手続」に移行するという構造を持つこととなった。

更生手続は、支払停止(1985年1月25日法律98号第3条参照。以下同法からの引用は条文数字のみを掲げる)その他の開始原因に基づき、債務者、債権者、共和国検事の申立または職権により係属した裁判所が、更生の可能性を判断して開始する。

開始判決から原則として3カ月間は、更生計画を立てるための準備期間とされ、この期間中事業は原則として債務者が継続するが、弁済禁止、訴訟・強制執行の停止などにより財産が保護される。管財人に相当する裁判上の受託者として、管理人および債権者の代表者が指名され、管理人は主に企業の管理・運営面の監督補佐および経営関係・労働関係の調査、更生計画案の作成を担当し、債権者の代表者は、債権調査とその整理方法の取り纏めなどを行う。そして裁判所側からは主任官と共和国検事が、労働者側からは企業委員会（または従業員代表委員）および被用者の代表者（第10条参照）が、それぞれ手続に関与する。

以上の準備期間を経て作成された更生計画案に基づき、裁判所が計画確定判決を下すことにより、手続は実施段階に入る。更生計画は、継続計画と譲渡計画とに二大別されるが、一部譲渡（残部は継続または清算）、一定期間の経営貸借契約を通じての譲渡（第94条以下参照）などのバリエーションもあり、そのいずれも不可能と判断されれば、清算が宣言される。計画確定判決は計画の存続期間、管理人の任務を定めるほか、管理人または債権者の代表者を計画実施監査人に任命し、以後の計画の実施は計画実施監査人の監督の下で行われる。

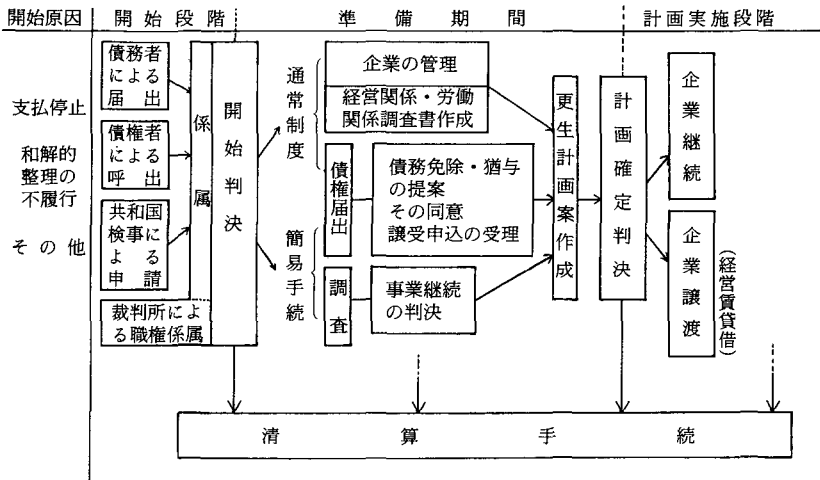
計画の内容がすべて履行されれば手続は終了するが、履行されない場合の処理は、計画の種類により異なる。継続計画の約定が履行されない場合は計画が廃止され、企業の譲渡または清算を目的とした新たな更生手続が開始される（第80条）。経営貸借契約を通じた譲渡計画の場合、契約の存続期間中の義務の不履行が計画廃止・新スタート開始をもたらすほか、計画の定めた買取義務が履行されない場合は、経営借借人に対する更生手続が開始される（第95条、第98条参照）。これに対して、譲渡計画における譲渡代金不払いの場合は、第90条が臨時管理人の任命を定めているのみで、計画廃止・新スタート開始

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (1)

始が可能かどうかは疑問とされている。

なお、比較的小規模な企業(第2条第3項, 1985年12月27日デクレ1387号第1条参照)については、管理人を置かず、期間を短縮した簡易手続が適用され得る(第137条以下参照)。

以上の更生手続の各段階において、更生が不可能となった場合には、第148条以下に規定された「裁判上の清算」に移行する。そこでは債権者の代表者が清算人に任命され(第148条)、積極財産の換価と債権者の順位確定、配当を行う。清算手続は債務がすべて消滅した場合または積極財産不足により清算処理が続行できなくなった場合に、裁判所の終結判決によって終了する。



4. 翻訳上の注意

翻訳の底本には、J.O. (Textes d'intérêt général) の N°85-15 (法律) および N°85-129 (デクレ) を使用し、参考文献として以下のものを用いた。

Branlard, Le redressement et la liquidation judiciaires des entreprises, (1985, C. E. F. E)

Derrida, Godé et Sortais, redressement et liquidation judiciaires des entreprises, (1986, Recueil Dalloz Sirey, Numéro spécial hors série)

Viandier et Endréo, Redressement et liquidation judiciaires (1986, Litec)

翻訳に当たっては、定訳を尊重しつつ、原語の意味を損なわない限りで日本法の用語

を利用し、かつ全体の統一を図るという基本方針で臨み、できるだけ日本語として読みやすくすることをこころがけた。

なお、底本にはないが、上記文献を参考として各条文に見出し語を付け、旧法および改正法・デクレの参照条文を掲げた。

企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号

目次

第1編 通常の裁判上の更生制度

第1章 準備手続

第1節 手続の開始 (art. 3～17)

第1小節 裁判所の係属および裁判 (art. 3～9)

第2小節 手続の諸機関 (art. 10～15)

第3小節 特則 (art. 16～17)

第2節 経営関係・労働関係調査書および企業更生計画案の作成 (art. 18～25)

第3節 準備期間中の企業 (art. 26～60)

第1小節 保全措置 (art. 26～30)

第2小節 企業の運営 (art. 31～43)

第1款 企業の管理 (art. 31～34)

第2款 事業の継続 (art. 35～43)

第3小節 被用者の地位 (art. 44～45)

第4小節 債権者の地位 (art. 46～60)

第1款 債権者の代表 (art. 46)

第2款 個別的訴求の禁止 (art. 47～49)

第3款 債権届出 (art. 50～54)

第4款 利息の進行停止および期限の不喪失 (art. 55～56)

第5款 登記の禁止 (art. 57)

第6款 保証人および共同債務者 (art. 58～60)

第2章 企業の継続または譲渡の計画

第1節 計画確定判決 (art. 61～68)

第2節 企業の継続 (art. 69~80)

第1小節 法人の定款の変更 (art. 71~73)

第2小節 負債履行の方法 (art. 74~80)

第3節 企業の譲渡 (art. 81~98)

第1小節 総則 (art. 81)

第2小節 譲渡の実行方法 (art. 82~88)

第3小節 譲受人の義務 (art. 89~90)

第4小節 債権者に対する効果 (art. 91~93)

第5小節 経営質貸借 (art. 94~98) (以上本号)

第3章 企業の財産関係

第1節 債権の調査と承認 (art. 99~106)

第2節 一定の行為の無効 (art. 107~110)

第3節 配偶者の権利 (art. 111~114)

第4節 動産売主の権利および取戻権 (art. 115~122)

第4章 労働契約から生じる債権の整理

第1節 債権の調査 (art. 123~127)

第2節 被用者の先取特権 (art. 128~129)

第3節 労働契約から生じる債権の弁済の保証 (art. 130~136)

第2編 一定の企業に適用される簡易手続 (art. 137~147)

第1章 開始判決および調査手続 (art. 139~142)

第2章 企業更生計画の作成 (art. 143~146)

第3章 企業更生計画の実施 (art. 147)

第3編 裁判上の清算

第1章 清算人 (art. 148~153)

第2章 積極財産の換価 (art. 154~159)

第3章 債務の履行 (art. 160~170)

第1節 債権者の整理 (art. 160~166)

第1小節 個別的追行権 (art. 161)

第2小節 裁判上の清算の収益金の分配 (art. 162~166)

第2節 裁判上の清算処理の終結 (art. 167~170)

第4編 不服申立方法 (art. 171~177)

第5編 法人およびその理事に対する特則 (art.178~184)

第6編 個人破産およびその他の禁止措置 (art.185~195)

第7編 破産罪その他の犯罪 (art.196~214)

第1章 破産罪 (art.196~202)

第2章 その他の犯罪 (art.203~209)

第3章 手続規則 (art.210~214)

第8編 雑則 (art.215~243)

(注) 本法の【参照条文】においては以下の略語を用いる。

旧法 Ord.=Ordonnance n°67-820 du 23 septembre 1967.

L.=Loi n° 67-563 du 13 juillet 1967.

D.=Décret n° 67-1120 du 22 décembre 1967.

デクレ 条文数字のみ=Décret n° 85-1388 du 27 décembre 1985.

その他はデクレの番号を記した。

第1条【目的】裁判上の更生手続は、企業の保護、事業と雇用の維持および債務の履行を可能にするために定められる。

- ② 裁判上の更生は、準備期間の後に裁判によって確定された計画に従って確保される。計画は、企業の継続またはその譲渡を定める。その解決策のいずれも可能でないと思われる場合は、裁判上の清算が開始される。

【参照条文】旧法 Ord, art, 1.

第2条【適用範囲】裁判上の更生はあらゆる商人、職人および私法上の法人に適用される。

- ② 更生は、企業の危機の予防と和解的整理に関する1984年3月1日法律148号に規定された和解的整理の適用を受けたが、債権者と個別に締結される金融に関する約定を遵守しない者に適用される。
- ③ 被用者数が50人を下回り、税を控除した総売上高がコンセイユ・デタのデクレによって定める限度内にある自然人または法人は、本法の第2編で定める簡易手続の適用を受ける。

【参照条文】旧法 Ord. art. 1, L. art. 1, 96,

デクレ n° 85-1387, art. 1.

第 I 編—通常の裁判上の更生制度

第 I 章—準備手続

第 I 節—手続の開始

第 I 小節—裁判所の係属および裁判

第 3 条【支払停止、債務者の申立義務】裁判上の更生手続は、第 2 条で規定した企業のうち、処分可能な積極財産で弁済期の到来した債務に対処しえない企業について開始される。

- ② この手続の開始は債務者が、前項で定義した支払停止から遅くとも15日以内に請求しなければならない。

【参照条文】旧法 Ord. art. 3, L. art. 1.

デクレ art. 6,

第 4 条【債権者等による開始】手続は債権の性質のいかんを問わず債権者による呼出によってもまた開始されうる。

- ② さらに裁判所は、職権で係属し、または共和国検事が係属させることができる。
- ③ 企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員は、企業の支払停止を明らかにするすべての事実を裁判所所長または共和国検事に伝達することができる。

【参照条文】旧法 Ord. art. 3, 7, 8, L. art. 2.

デクレ art. 7, 8, 9.

第 5 条【和解的整理不履行による開始】和解的整理のなかで締結された金融に関する約定の不履行の場合、更生手続は職権で、または共和国検事、債務者もしくは合意の当事者たる債権者の請求により開始される。裁判所は合意の解除を宣言する。債権者はすでに受領した額を控除して、その債権と担保の完全性を回復する。

【参照条文】デクレ art. 7,

第6条【開始の裁判】裁判所は手続の開始について、債務者および企業委員会の代表者または企業委員会がないときは従業員代表委員の代表者を評議部で審尋し、または適式に呼び出した後に裁判する。

- ② また、裁判所は審問が有用と思われるすべての者を審尋することができる。
- ③ 第5条に規定した場合において、裁判所は合意締結に立ち会った調停人を審尋し、または適式に呼び出した後に裁判する。

【参照条文】旧法 Ord. art. 6, 10.

デクレ art.12, 13, 14, 18, 19, 21,

第7条【管轄】債務者が商人または職人の場合、管轄裁判所は商事裁判所であり、その他の場合大審裁判所が管轄権を有する。開始された手続が他の一人ないし複数の者に拡張されるべきことが明らかになった場合、最初に係属した裁判所がなお管轄権を維持する。

- ② 各県において、第2条第3項に規定された者以外の者に適用される裁判上の更生手続の管轄権を与えられる一つないし複数の裁判所、およびその裁判所が自己に帰属する権限を行使する管轄区域は、コンセイユ・データのデクレが定める。
- ③ 直面する利益から正当化される場合、管轄裁判所所長または検察官の申請により係属した控訴院は、前項の適用の下で裁判上の更生手続管轄のため、当該控訴院の管轄区域内の他の管轄権ある同性質の裁判所へ事件の移送を決定することができる。

【参照条文】旧法 Ord. art. 2, L. art. 5.

デクレ art. 1, 2, 3, 4, 5, 174, 175, n° 85-1387, art. 2.

第8条【準備期間】裁判上の更生の判決によって経営関係・労働関係調査書および企業の継続または譲渡に関する提案を作成するための準備期間が始まる。その解決策のいずれも可能でないと見られるとき、裁判所は裁判上の清算を宣言する。

- ② 準備期間は3カ月以内とし、管理人、債務者、共和国検事の請求により、または裁判所の職権により、理由を付した判決によって一回更新することができる。その期間はさらに例外的に、共和国検事の請求により、裁判所による理由を付した判決によって6カ月を越えない期間だけ延長することができる。
- ③ 裁判所は、その定めた準備期間満了前に計画を確定し、あるいは裁判上の清算を

宣言する。

【参照条文】旧法 Ord. art.10, 11.

デクレ art.20, 57,

第9条【支払停止の日付の決定】裁判所は必要ならば、支払停止の日付を定める。この日付の決定がなされない場合、支払停止はそれを確認した判決の日であったものと見なされる。この日付は一回ないし数回変更することができるが、開始判決の日よりも18カ月以上前にすることはできない。

- ② 裁判所は職権で、または管理人、債権者の代表者、清算人、共和国検事の請求により宣言する。日付変更の請求は、第18条に定められた報告書の提出または第145条に定められた計画案の提出、あるいは清算が宣言された場合、第103条に定められた債権表の提出に続く15日の期間満了前に裁判所に対してなされなければならない。

【参照条文】旧法 L. art. 6, 29, 30.

デクレ art.22,

第2小節一手続の諸機関

第10条【指名】開始判決において、裁判所は主任官を指名し、管理人と債権者の代表者として裁判上の受託者2名を指名する。裁判所は企業委員会、または企業委員会がないときは従業員代表委員、または従業員代表委員もないときは被用者に、企業内で被用者の代表者を指名することを促す。被用者は一回の単記秘密投票により、その代表者を選挙する。

- ② 管理人は、一人ないし複数の鑑定人の指名を請求することができる。
- ③ 企業主または法人の場合に理事の四親等以内の親族は本条に定められた職の一つに指名されることはできない。

【参照条文】旧法 Ord. art.12, L. art. 8, 9.

デクレ art.15, 19, 23, n° 85-1390, art. 2, 12.

第11条【被用者の代表者に関する選挙人と異議】被用者の代表者およびその指名に参加する被用者は、選挙法典L.5条およびL.6条に定められた刑に処せられた者で

あつてはならない。被用者の代表者は満18歳以上でなければならない。

- ② 被用者の代表者の指名に関する異議は小審裁判所が終審として裁判する。

【参照条文】デクレ art. 16, 17.

第12条【解任】裁判所は、職権により、または主任官の提案により、あるいは共和国検事の請求により、管理人、鑑定人、または債権者の代表者を解任することができる。また同じ条件の下で、既に任命された管理人に一人ないし複数の管理人を加えることができる。

- ② 管理人および債権者の代表者は主任官に対して、裁判所をこの目的で係属させるよう請求することができる。同じ条件の下で、債務者は管理人または鑑定人の解任を請求することができる。債権者はその代表者の解任を請求することができる。
- ③ 企業委員会、または企業委員会がないときは従業員代表委員、または従業員代表委員もないときは企業の被用者は、専ら被用者の代表者の解任を行うことができる。

【参照条文】旧法 L. art. 9.

デクレ art. 30, 31.

第13条【主任官と共和国検事に対する通知・伝達】管理人および債権者の代表者は、主任官および共和国検事に対して手続の進行について通知する義務を負う。主任官および共和国検事はいつでも手続に関するすべての証書または文書の伝達を求めることができる。

- ② 共和国検事は主任官の請求によりまたは職権にても、反対のあらゆる法規定にもかかわらず、自ら保持し手続に有用で有りうるすべての情報を主任官に対して伝達する。

【参照条文】旧法 Ord. art. 14, L. art. 10.

デクレ art. 29.

第14条【主任官の任務】主任官は手続の迅速な進行および直面する諸利益の保護に配慮する責務を負う。

【参照条文】旧法 L. art. 8.

デクレ art.24, 25, 26, 89.

第15条【監査委員】債権者の中から一人ないし二人の監査委員を、主任官が命令によって指名することができる。

- ② 企業主または法人の場合に理事の四親等以内の親族は、監査委員、または監査委員に指名された法人の代表者に任命されることはできない。
- ③ 監査委員は債権者の代表者の職務を補佐し、主任官の企業の管理を監督する任務を補佐する。監査委員は管理人および債権者の代表者に交付されたすべての文書を閲覧することができる。
- ④ 監査委員の職は無償とし、個人的に遂行されなければならない。監査委員は主任官または債権者の代表者の提案に基づき裁判所が罷免することができる。監査委員は重大な過失についてのみ賠償の責を負う。

【参照条文】旧法 L, art.11, 12.

第3小節一特則

第16条【支払停止後の死亡】商人または職人が支払停止の状態で死亡した場合、裁判所は、死亡時から1年以内に相続人の届出または債権者の呼出によって係属する。

- ② 裁判所はまた、知れたる相続人を審尋し、または適式に呼び出した上で、同じ期間内に、職種で係属することができ、あるいは共和国検事による申請によっても係属することができる。

【参照条文】旧法 L, art. 3.

デクレ art.10.

第17条【支払停止後の登録抹消、その他】手続は、以下に規定する事実の一つから1年以内で、かつそれが債務者の支払停止よりも後であるときのみ開始されうる。

- 一 商業・会社登録簿からの抹消、法人の場合においてこの期間は清算処理の終結公示に続く抹消から起算される。
- 一 職人の場合、事業の停止。
- 一 登録に服さない法人の場合、清算の完了の公示。

- ② 法人の構成員または社員で、会社の債務の無限連帯責任を負う者に対しては、商

業・会社登録簿におけるその者の退社の記載の前に法人の支払停止があった場合、退社の記載から1年以内でなければ手続を開始することができない。

- ③ あらゆる場合に裁判所は、第4条に規定された条件の下で係属し、または職権により係属する。

【参照条文】旧法 L. art. 4.

第2節一 経営関係・労働関係調査書および企業更生計画案の作成

第18条【管理人の報告と計画案】管理人は、債務者の協力と、場合によっては一人ないし複数の鑑定人の補佐をえて、報告書のなかに経営関係・労働関係調査書を作成する責務を負う。この調査書に基づき、管理人は更生計画または裁判上の清算を提案する。

- ② 経営関係・労働関係調査書は企業危機の原因、重大さ、そして性質を明らかにする。
- ③ 企業の更生計画案は事業の可能性と方法、取引状態、および利用できる融資手段とに応じて更生の見込みを決定する。
- ④ 計画案は債務整理の方法と場合によってはその履行を確保するために企業主が署名すべき保証を規定する。
- ⑤ 計画案は事業の継続につき予定される雇用の水準と見込みおよび労働条件を説明し、証明する。計画案が経済的理由による解雇を定める場合には、すでにとられた措置を考慮し、雇用が脅かされる被用者の再就職と補償を容易にするためにとられるべき行動を規定する。

【参照条文】デクレ n° 85-1390, art. 3, 4, 5.

第19条【主任官に対する伝達】主任官は、法律上または規則上の反対の規定にかかわらず、会計監査役および従業員の代表者から、官庁と公共機関、社会保険・社会保障機関、金融機関、ならびに銀行の危険と支払事故の集中化を責務とする機関から、企業の経営関係・金融関係の状況に関する正確な知識を得られる情報の伝達を得ることができる。

【参照条文】旧法 Ord. art. 9, 14.

第20条【管理人の調査】管理人は、自らの任務と鑑定人の任務との遂行に有用なあらゆる情報と文書を主任官から受け取る。

- ② 手続が第5条の適用の下で開始された場合、上記1984年3月1日法律148号第36条に規定された鑑定報告が管理人に伝達される。
- ③ 管理人は債務者および債権者の代表者に諮問し、企業の状況と更生の見込み、債務整理の方法と事業継続の労働条件について知らせることのできる者すべてを審尋する。
- ④ 管理人はその作業の進行を、債務者、債権者の代表者、ならびに企業委員会、または企業委員会がないときは従業員代表委員に通知する。管理人は受け取った知識と申込に基づき提案しようと予定する措置について、それらの者に諮問する。

第21条【譲受等の申込】手続の開始後、第三者は、企業の事業を本編第2章に規定する一つないし複数の方法により維持することを目的とした申込を管理人に付託することができる。

- ② このようになされた申込は、管理人の報告書の提出の後には修正または取下ができない。申込者は、計画を確定する裁判所の判決が報告書の提出の月になされることを条件として、その判決まで申込に拘束される。申込者は同意なき限り、それを越えて拘束されず、特に控訴された場合も拘束されない。
- ③ この申込は、それを検討した管理人の報告書に付加される。

【参照条文】デクレ art. 32

第22条【資本の復元・増減】管理人は、資本の変更を定めた継続計画を裁判所に提案しようと予定するとき、取締役会、支配委員会、または業務執行者に対して、場合により臨時総会または社員総会の招集を請求する。必要があれば、管理人は自ら総会を招集できる。この総会の招集はコンセイユ・ダタのデクレで定める方式と期間においてなされる。

- ② 会計文書のなかで確認された損失の事実により、固有の資本が会社資本の半分を下回る場合、総会はず、管理人が提案した金額に達するように資本を復元することを求められ、その金額は会社資本の半分を下回ってはならない。さらに総会は、計画の実施を義務付けられる一人ないし複数の者のために、減資および増資の決議を求められうる。

- ③ 株主または社員によって、あるいは新たな出資者によって引き受けられる約定の履行は裁判所による計画の承認に依る。
- ④ 同意条項はその定めがないものと見なされる。

【参照条文】デクレ art. 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40,
L. n° 66-537, art. 68, 241.

第23条【理事の解任その他の措置】企業の延命のために必要な場合、裁判所は、管理人または共和国検事の請求により、あるいは職権で、企業更生計画の認可を一人ないし複数の理事の解任に依らしめることができる。

- ② この目的のため、同じ条件のもとで、裁判所は、一人ないし複数の、法律上または事実上の、有償または無償の理事が有する株式、会社持分権または議決権の証明書の譲渡禁止を宣言し、それらに付随する議決権が、裁判所の定めた期間内、この目的で指名された裁判上の受託者によって行使されるべきことを決定することができる。裁判所はさらに、鑑定人の意見により定めた譲渡価格で、株式または会社持分権の譲渡を命じることができる。
- ③ 本条適用に際して、理事、および企業委員会の代表者、または企業委員会がないときは従業員代表委員の代表者が審尋され、または適式に呼び出される。

【参照条文】旧法 Ord. art. 32, L. art. 8-1, 21, 21-1,
デクレ art. 41, 52.

第24条【債務整理の提案と同意】債務整理の提案は、作成されたものから順次、かつ主任官の監督の下で、管理人が債権者の代表者および監査委員、ならびに企業委員会、または企業委員会がないときは従業員代表委員に伝達する。

- ② 債権者の代表者は、提案された猶予と免除について、個別的にまたは集団的に、下記第50条に従い債権を届け出た各債権者の同意を取り纏める。書面による諮問の場合、債権者の代表者の書簡が到達してから30日の期間内に応答がないときは承認したものと見なされる。この規定は、労働法典 L. 143-11-4 条に規定された組織が本法第50条第3項の適用の下で前貸した金銭について、その債権がまだ届出られていない場合であっても適用される。
- ③ 国庫、社会保険・社会保障機関の債権に関して、免除はコンセイユ・データがデクレで明らかにした条件の下で同意されうる。先取特権または抵当権の順位の譲渡

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (1)

あるいはそれらの担保権の放棄についても同様とする。

- ④ 債権者の代表者は、債権者の応答の一覧表を作成する。この一覧表は管理人に、報告書の作成のために送付される。

【参照条文】旧法 L, art. 69,

デクレ art. 42, 43, 179, 180.

第25条【管理人の報告書の伝達・諮問】債務者、企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員、および債権者の代表者は、管理人から伝達された報告書について、通知および諮問を受ける。

- ② この報告書は同時に労働法関係の管轄行政機関に送付される。従業員の代表者の諮問が議事日程に記載された集会の議事録は、裁判所および上に規定された行政機関に交付される。

- ③ 共和国検事は、その請求により、報告書の伝達を受ける。

【参照条文】旧法 Ord, art. 23, 49,

デクレ art. 44, 45,

第3節 準備期間中の企業

第1小節 保全措置

第26条【権利の保全】管理人は、就任した時から、第三債務者に対する企業の権利の保全と生産能力の保持に必要なすべての行為を、企業主に対して求め、場合により自ら行わなければならない。

- ② 管理人は、企業主が登録または更新を怠ったすべての抵当権、質権、動産質、または先取特権を企業の名において登録する資格を有する。

【参照条文】旧法 L, art. 16,

デクレ art. 46, 47,

第27条【財産目録と封印】主任官は企業の財産目録作成および封印の実施を命じることができる。

【参照条文】旧法 L, art. 18, 19,

デクレ art. 48, 49, 50, 51,

第28条【理事の社員権の譲渡】開始判決の時から、法律上または事実上の、有償または無償の理事は、開始判決を受けた会社において自己の社員権を表象する会社持分権、株式または出資もしくは議決権の証明書について、裁判所の定めた条件内であれば譲渡することができず、違反した譲渡は無効である。

- ② 株式および出資もしくは議決権の証明書は、名義人の名において管理人が開設し、会社または場合により金融仲介機関が保持する、凍結された特別勘定に振り替えられる。主任官の許可がなければ、この勘定についていかなる変更も行われな
- ③ 管理人は必要があれば法人の登録簿に理事の持分の譲渡禁止を記載させる。

【参照条文】旧法 L. art.21.

デクレ art.52.

第29条【債務者宛の書簡】準備期間中、主任官は債務者に送付された書簡の管理人への交付を命じることができる。

- ② 債務者は、通知を受けて、その開封に立ち会うことができる。
- ③ しかしながら、管理人は個人的な性質を有する書簡をすべて直ちに債務者に返還しなければならない。

【参照条文】旧法 L. art.22.

第30条【理事の報酬または扶助料】主任官は企業主または法人の理事の遂行する職務に関する報酬を定める。

- ② 報酬がない場合、前項に規定された者は自己および家族のために、積極財産の中から主任官の定める扶助料を得ることができる。

【参照条文】旧法 L. art.23, 26, 102.

デクレ art.53,

第2小節—企業の運営

第1款—企業の管理

第31条【管理人の任務】本法が付与した権限の外に、管理人の任務は裁判所が定める。

- ② 裁判所は管理人すべてにまたは個別的に以下の責務を負わせる。

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (1)

- 1号 運営に関する処理を監督すること。
- 2号 運営に関するすべての行為ないしその幾つかについて、債務者を補佐すること。
- 3号 企業管理を全体としてまたは部分的に自ら確保すること。
- ③ 管理人はその任務に際して、企業主に課された法定または約定による義務を遵守しなければならない。
- ④ 裁判所はいつでも、管理人の任務を、管理人、債権者の代表、または共和国検事の請求により、あるいは職権で変更することができる。
- ⑤ 管理人は、債務者が1935年10月30日の小切手法統一デクレ第65-2条および第68条第3項による停止を受けた場合に、その債務者名義の銀行口座または郵便口座を、自己の署名により行使することができる。

【参照条文】旧法 Ord. art.13, L. art.14.

デクレ art.21, 54, n° 85-1390, art. 6.

第32条【債務者の権能】債務者は自己の財産について、処分・管理行為を、および管理人の任務に含まれない権利と訴権を、引き続き行使する。

- ② そのほか、下記の第33条および第37条の規定の留保の下で、債務者が単独でなす通常の運営行為は、善意の第三者に対しては有効なものとなされる。

【参照条文】旧法 L. art.14.

第33条【主任官の許可に服する行為】手続を開始する判決は、当然に、開始判決以前に生じたすべての債権の弁済の禁止をもたらす。

- ② 主任官は企業主または管理人に対して、企業の通常の運営に関係しない処分行為をなすこと、抵当権または質権の設定に同意すること、あるいは仲裁契約を結びもしくは和解をなすことを、許可することができる。
- ③ 主任官は企業主または管理人に対して、質物または適法に留置された物の請戻しが事業の継続に必要な場合はその請戻しのために、判決以前に生じた債権の弁済を許可することができる。
- ④ 本条の規定に違反してなされたすべての行為および弁済は、あらゆる利害関係者が行為の締結時または債権の弁済時から3年の期間内になした請求により、無効とされる。その行為が公示に服するものであるとき、この期間は公示の時から起

算される。

【参照条文】旧法 Ord. art.17, 18, 19, L. art.14.

デクレ art.55.

第34条【担保権が設定された財産の売却】特別の先取特権、質権または抵当権が設定された財産を売却する場合、その被担保債権に相当する代金の割当分は預金供託金庫の預金口座に振り込まれる。更生計画認可の後で、または清算において、それらの担保を有する債権者または一般先取特権者は、その優先順位に応じ、さらに継続計画による猶予に服する場合は第78条に従って、売却代金の支払を受ける。

- ② 債務者または管理者は債権者に対して、債権者の有する担保を同等の担保と差し替えることを提案することができる。同意がない場合、主任官はこの差し替えを命ずることができる。この命令に対する不服申立は控訴院の下になされる。

【参照条文】デクレ art.56, 102, 155.

第2款一事業の継続

第35条【当然継続】企業の事業は準備期間の間、以下の規定の留保の下で継続される。

【参照条文】旧法 L. art.24, 25.

第36条【事業の停止または清算の判決】裁判所はいつでも、管理人、債権者の代表者、債務者、あるいは共和国検事の請求により、または職権で、主任官の報告に基づき、事業の全部ないし一部の停止または裁判上の清算を命じることができる。

- ② 裁判所は、債務者、管理人、債権者の代表者および企業委員会の代表者、または企業委員会がないときは従業員代表委員の代表者を、評議部において審尋し、または適式に呼び出した後に、裁判する。

- ③ 裁判所は、清算を宣言する場合、準備期間および管理人の任務を終了させる。

【参照条文】デクレ art.58.

第37条【継続中の契約】債務者の契約相手方に約束された給付を提供して継続中の契約の履行を求める権能は、管理人のみが有する。

- ② 契約相手方は開始判決以前の契約の債務者による履行がなくとも自己の義務を

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (1)

果たさなければならない。この契約の債務者による不履行は、債権者のために、負債の部に届け出る権利のみを生じさせる。

- ③ 管理人に対して催告を送付してから1カ月以上の間応答がないときは、契約の継続の放棄が推定される。この期間満了前に主任官は管理人に対し、期間を短縮し、または方針を決めるために期間延長を与えることができる。
- ④ 管理人が契約を継続する権能を行使しなかった場合、その不履行は損害賠償を生ぜしめることがあり、その額は契約の相手方当事者のために負債の部に届け出られる。なお相手方は、契約の履行につき債務者が過剰に支払った額の返還を、損害賠償について裁判がなされるまで延期することができる。
- ⑤ あらゆる法規定または契約条項にかかわらず、契約の不可分性、解約、解除を専ら裁判上の更生手続の開始という事実のみによって生じさせることはできない。
- ⑥ 本条の規定は労働契約には適用されない。

【参照条文】旧法 L. art. 38.

デクレ art. 66.

第38条【質貸人の解約権】質貸人は、裁判上の更生の開始判決の後に弁済期が到来して3カ月以上経過した質料に関してでなければ、質料不払いを理由として、企業の事業に必要な不動産の質貸借契約解約の訴訟を提起もしくは追行することができない。

- ② あらゆる反対の条項にもかかわらず、企業の一つないし複数の質借不動産が準備期間中経営されないことは質貸借契約の解約をもたらさない。

【参照条文】旧法 L. art. 52.

第39条【質貸人の担保権】裁判上の更生の場合、質貸人は手続開始判決の前の最後の2年間の質料についてのみ先取特権を有する。

- ② 質貸借契約が解約された場合、質貸人はさらに、当年の質料、質貸借の履行に関するすべて、および裁判所が質貸人に認める損害賠償について、先取特権を有する。
- ③ 質貸借契約が解約されない場合、質貸人は、契約時に与えられた担保が維持されるときまたは開始判決までに提供された担保が十分なものと判断されるときには、弁済期の到来した質料の支払いを求めることができない。

- ④ 主任官は賃借地に備え付けられた動産について、朽廃のおそれまたは切迫した価額の低下のおそれがあるもの、あるいは保存に不相当の費用がかかるもの、あるいはその換価が財産の現状または賃貸人のための十分な担保の維持に影響をおよぼさないものの売却を、債務者または場合により管理人に許可することができる。

【参照条文】旧法 L. art.14, 53, 54.

第40条【開始判決の後に定期的を生じる債権の取扱い】開始判決の後に定期的を生じる債権は、事業が継続される場合、その弁済期に支払われる。企業の全部譲渡または清算の場合、あるいは継続においても弁済期に支払われなかった場合、その債権は、労働法典 L.143-10条, L.143-11条, L.742-6条, L.751-15条に基づく先取特権により担保された債権を除き、先取特権または担保を伴うと伴わないとにかかわらずあらゆる債権に優先して支払われる。

- ② その支払は以下の順序でなされる。

1号 労働法典 L.143-11-1条から L.143-11-3条の適用の下で前貸がなされなかった賃金債権。

2号 裁判上の費用。

3号 金融機関により同意された貸付、および第37条の規定に従って継続され、その相手方が延べ払いの受領を承認した契約の履行から生じる債権。この貸付および支払猶予は準備期間中の事業継続に必要な限度で主任官が許可を与え、公示の対象とされる。

4号 労働法典 L.143-11-1条第3号の適用の下で前貸された金銭。

5号 その他の債権はその順位による。

【参照条文】デクレ art.60, 61.

第41条【裁判上の受託者の金銭振込義務】管理人または債権者の代表者が受領し、事業継続の必要から債務者の銀行口座または郵便口座に記入されなかった金銭は、直ちに預金供託金庫の口座に振り込まなければならない。

- ② 振り込みが遅れた場合、管理人または債権者の代表者は、自己が振り込まなかった金銭について、法定利息に5ポイント加算した利率と同じ利率の利息を支払わなければならない。

【参照条文】旧法 D. art.25.

デクレ art.62, 172, 173.

第42条【準備期間中の経営貸借】裁判所は、企業の消滅が国家または地域の経済を著しく阻害するおそれのある場合、共和国検事の請求により、企業委員会、または企業委員会がないときは従業員代表委員への諮問の後に、あらゆる反対の条項が、特に不動産貸借契約の中にあるときでも、準備期間のあいだ経営貸借契約の締結を許可することができる。

- ② この契約は最長存続期間を2年として締結される。準備期間の存続期間は契約の満了日まで延長される。
- ③ 営業財産および職人層の資産の経営貸借に関する1956年3月20日法律277号の第4条、第5条および第8条の規定は適用されない。

【参照条文】旧法 L. art.27.

デクレ art.58, 59.

第43条【経営貸借契約の解約】管理人は経営貸借人の約定の遵守に配慮する。

- ② 経営貸借人が経営貸借に供された部分に損害を与えるおそれのある行為をなした場合、あるいは経営貸借人が提供した担保を減少させた場合、裁判所は職権で、あるいは管理人、債権者の代表者もしくは共和国検事の請求により、企業委員会、または企業委員会がないときは従業員代表委員への諮問の後に、経営貸借契約の解約を命じることができる。

【参照条文】旧法 L. art.28.

デクレ art.59.

第3小節一被用者の地位

第44条【被用者の代表者の職務】労働契約から生じる債権の一覧表は、調査のために、債権者の代表者が、第10条に規定された被用者の代表者に付託する。債権者の代表者は被用者の代表者にあらゆる有用な文書および情報を伝達する義務を負う。調査が困難な場合、被用者の代表者は管理人に問い合わせ、場合により主任官を係属させることができる。被用者の代表者は労働法典 L. 432-7条に規定された守秘義務を負う。被用者の代表者が主任官の定めた任務の遂行に費やした時間は、当然に

労働時間と見なされ、場合に応じて、使用者、管理人または清算人によって、通常の弁済期に支払われる。

【参照条文】デクレ art. 76, 77.

第45条【準備期間中の解雇】準備期間の間に経済的理由による解雇が緊急で不可避的かつ不可欠であると見られる場合、管理人はその解雇の実行の許可を主任官からうけることができる。主任官を係属させるに先立って、管理人は労働法典 L. 312-7 条第 2 項および L. 321-10 条の定める条件に基づき、企業委員会、または企業委員会がないときは従業員代表委員、および労働法関係の管轄行政機関に対して通知し、諮問する。管理人は主任官に送付した請求を根拠付けるために、取り纏めた意見および被用者の補償と再就職を容易にするための措置の説明を付加する。

【参照条文】デクレ art. 63.

第 4 小節—債権者の地位

第 1 款—債権者の代表

第46条【債権者の代表者】債権者の名において、債権者の利益のために行動する資格は、裁判所の指名した債権者の代表者のみが有する。

② 債権者の代表者の訴権により取立てられた金銭は債務者の財産に組み入れられ、企業継続の場合は債務の履行のため定められた方法に従い充当される。

【参照条件】旧法 L. art. 13.

デクレ art. 27, 28.

第 2 款—個別的請求の停止

第47条【裁判上の請求と強制執行の停止】開始判決は、判決以前に原因がある債権を有するあらゆる債権者による以下のような裁判上の請求を中断し、もしくは禁止する。

—債権者に金銭の支払いを命じるもの。

—金銭の不払いを理由とする契約解除を求めるもの。

② 開始判決はまた、上記の債権者による動産および不動産についてのあらゆる強

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (1)

制執行を停止または禁止する。

- ③ 権利の喪失または解除をもたらす期間もその結果停止する。

【参照条文】旧法 Ord. art. 16, L. art. 35, 36.

第48条【訴訟の中断・再開】第124条の規定の留保の下で、進行中の審理は追行債権者が自己の債権の届出をなすまで中断される。その審理は、その時に債権者の代表者および必要な場合管理人を適式に呼び出して、債権確認およびその額の確定のみを目的として、当然に再開される。

【参照条文】旧法 D. art. 55.

デクレ art. 65, 85.

第49条【停止を受けない訴訟】第47条に規定されたもの以外の裁判上の請求および強制執行は管理人および債権者の代表者の参加の後、または両者の申立による審理の再開の後、債務者を相手方として準備期間の間も追行される。

【参照条文】旧法 L. art. 36.

第3款一債権届出

第50条【債権届出】判決の公示の後、開始判決以前に原因がある債権を有する債権者は、被用者を除き、債権者の代表者に自己の債権の届出を送付する。公示の対象となる担保権を有する債権者に対しては個人的に、かつ選定住所がある場合はそこに、催告がなされる。

- ② 債権の届出はその債権が証書により成立したものでなくともなされなければならない。国庫および社会保険・社会保障機関の債権で届出当時に執行名義を備えていないものは、その届出があった額について仮に承認される。いずれにしても、国庫および社会保障機関の届出は、常に、届出の日に成立していない租税およびその他の債権の留保の下でなされる。

- ③ 労働法典 L.143-11-4条に規定された組織は、その前貸した額で、手続を開始する判決の前に生じた債権について規定された条件の下で自己に返還される額について、本条の規定に服する。

【参照条文】旧法 L. art. 40, D. art. 46, 55.

デクレ art. 66, 74.

第51条【届出の内容】届出には、開始判決の日に存する債権の額が、その弁済期の到来した金額および弁済期の日付の表示とともに記載される。届出は、場合によりその債権に伴う先取特権または担保権の性質を明らかにする。

- ② 外貨建債権は、開始判決の日の交換相場に従い、フランスフランに換算する。
- ③ 執行名義に基づく場合を除き、デクレで定めた金額を越える額の届出債権は債権者がその真正を証明する。債権者の会計監査役、または会計監査役がなく会計鑑定人があるときは会計鑑定人が、自己の知りえた文書により債権の存在を確認して、届出に証印を押す。証印の拒絶には理由がつけられる。

【参照条文】旧法 L. art. 37, D. art. 45.

デクレ art. 67, 68, 73.

第52条【債務者の届出】債務者は、自己の債権者およびその債務額を明らかにした名簿を債権者の代表者に交付する。

【参照条文】デクレ art. 69.

第53条【未届出債権】コンセイユ・デタのデクレで定める期間内に届出がない場合、債権者はその懈怠がその責に帰することができないことを証明して主任官による失権の免除を得ない限り、分配金および配当金について承認されない。免除を得た場合、債権者は自己の請求の後の分配金の配当についてしか参加できない。

- ② 失権免除訴権は開始判決から1年以内でなければ行使しえず、労働法典 L. 143-11-4 条に規定された組織については、労働契約から生じる債権がその組織によって保証される期間の満了時から1年以内でなければ行使しえない。
- ③ 届出がなされず、かつ失権の免除もなされなかった債権は失効する。

【参照条文】旧法 L. art. 41.

デクレ art. 66, 70, 78, 119.

第54条【債権者の代表者の異議】第106条および第123条に規定された以外の債権の全部ないし一部について争いがある場合、債権者の代表者は関係債権者に通知し、その説明を知らせるよう促す。30日の期間内に応答がない場合、債権者の代表者の提案

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (1)

を後に争うことは禁止される。

【参照条文】旧法 D, art. 48,

デクレ art. 72.

第4款一利息の進行停止および期限の不喪失

第55条【利息の進行停止】裁判上の更生の開始判決は、1年ないし1年を超える期間を定めて締結された貸付契約もしくは1年ないしそれ以上の延べ払いを伴う契約に基づく利息を除き、法定・約定利息、およびあらゆる遅延・割増利息の進行を停止する。

【参照条文】旧法 Ord, art. 16, L, art. 39,

第56条【期限の不喪失】裁判上の更生の開始判決は、その言渡しの日に弁済期の到来していない債権について弁済期を到来させない。あらゆる反対の条項はその定めがないものと見なされる。

【参照条文】旧法 L, art. 37,

第5款一登記の禁止

第57条【登記の禁止】抵当権、質権、先取特権、ならびに物権譲渡または設定の裁判証書および判決は、裁判上の更生の開始判決の後に登記することができない。

② しかしながら、国庫は、開始判決の日に登記する義務のなかった債権およびその日の後に取立可能となった債権について、その債権を第50条の定める条件の下で届け出た場合には、その先取特権を保持する。

③ 営業財産の売主は、本条第1項の規定の例外として、その先取特権を登記することができる。

【参照条文】旧法 L, art. 33,

第6款一保証人および共同債務者

第58条【数人の連帯共同債務者の更生の場合】裁判上の更生手続に服する二人ないしそ

れ以上の共同債務者により署名、裏書、または連帯保証された契約書を所持する債権者は、それぞれの手続においてその証書の券面額について債権届出をなすことができる。

【参照条文】旧法 L, art. 46.

第59条【共同債務者の求償権】それぞれの手続によって支払われた金額の合計が元本および付帯の債権の総額を越えていない限り、すでになされた支払いを理由とする求償権を裁判上の更生手続に服する共同債務者の相互間で生じさせることはできず、越えている場合、その超過部分は契約書の順位に従い、他の債務者を担保義務者とする共同債務者に帰属する。

【参照条文】旧法 L, art. 47.

第60条【開始判決以前になされた分割弁済】裁判上の更生の状態にある債務者と他の共同債務者により連帯して署名された契約書を所持する債権者が開始判決前にその債権についての分割弁済を受領した場合、その分割弁済分を控除した上でのみ債権届出をなすことができ、その債権の残る部分について共同債務者または保証人に対する権利を保持する。

- ② 一部の支払いをなした共同債務者または保証人は、債務者の免責のために支払ったすべてのものについて、その債権届出をなすことができる。

【参照条文】旧法 L, art. 48.

第2章一企業の継続または譲渡の計画

第1節一計画確定判決

第61条【計画確定判決】裁判所は、債務者、管理人、債権者の代表者、および企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員を審尋し、または適式に呼び出した後に、管理人の報告に基づき裁判して、更生計画を確定し、もしくは清算を宣言する。

- ② この計画は企業の継続、譲渡、または一部譲渡を伴う継続を定める。
- ③ 企業の全部ないし一部の譲渡を定める計画は、営業財産の全部ないし一部の経営貸借の期間を入れることができる。その場合、経営貸借契約は、その満了時

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (1)

の買収の約定を含む。

【参照条文】旧法 Ord. art. 23, 24.

デクレ art. 86, 87, 97,

第62条【計画の内容】計画はその実施の義務を負う者を指名し、その者が署名した、企業更生に必要な約定の全体を規定する。この約定は事業の将来、企業の維持・融資の方法、開始判決以前に生じた債務の整理の方法、およびその実施を確保するために提供された担保があるときはその担保を対象とする。

- ② 計画は事業の継続につき予定される雇用の水準と見込みおよび事業継続のため見込まれる労働条件を説明し、証明する。
- ③ 計画を実施する者は、第22条、第72条、第86条、第89条および第93条に定められた規定の留保の下で、計画の準備段階で自己の署名した約定以外には、たとえ社員としてであっても、責務を課され得ない。

【参照条文】旧法 Ord. art. 26.

デクレ art. 97.

第63条【計画による解雇】計画が経済的理由による解雇を定める場合、企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員、および管轄行政機関に対して、労働法典L. 321-7条第2項およびL. 321-10条の規定に従い通知し諮問した後でなければ、裁判所はその計画を確定することができない。

- ② 計画は特に判決の後1カ月の期間内に実施されるべき解雇を明らかにする。その期間内に、その解雇は法律、または集団労働協約もしくは協定に定められた予告を受ける権利を妨げずに、管理人の通常の送達によって実施される。

【参照条文】デクレ art. 64, 118.

第64条【計画の対抗力】計画を確定する判決によりその各規定はすべての者に対して対抗可能なものとなる。

- ② しかしながら、連帯保証人および共同債務者は計画を援用することはできない。

【参照条文】旧法 Ord. art. 34, 35, L. art. 49, 74.

第65条【計画の存続期間】第74条の規定の適用を妨げずに、計画の存続期間は裁判所が

定める。この期間は場合により下記第97条によりもたらされる期間によって延長される。

【参照条文】旧法 Ord. art.27.

第66条【計画実施における管理人と債権者の代表者の任務】裁判所は管理人の任務を定め、計画実施に必要な権限を与える。

- ② 債権者の代表者は債権調査に必要な期間その職にとどまる。

【参照条文】 L. art.74.

デクレ art.88.

第67条【計画実施監査人】裁判所は第65条の定める期間または下記第97条の規定によりもたらされる期間があるときはこれを加えた期間について、計画の実施に配慮する責務を負う監査人を任命する。管理人または債権者の代表者はこの職に任命されることができる。計画実施監査人は、裁判所が職権によりまたは共和国検事の請求により解任することができる。

- ② 計画を確定する判決の前に管理人または債権者の代表者が提起した訴訟は計画実施監査人によって追行される。
- ③ 計画実施監査人は自己の任務に有用なすべての文書および情報を伝達させることができる。
- ④ 計画実施監査人は裁判所所長および共和国検事に対して計画の不履行を報告する。計画実施監査人はそれを企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員に対して通知する。

【参照条文】旧法 Ord. art.28, 36. L. art.73.

デクレ art.90, 91, 92, 93, 94. D. n° 85-1390, art. 8, 9, 10, 17.

第68条【計画の変更】計画の目的および手段に関する実質的な変更は、企業主の請求により、および計画実施監査人の報告に基づいて裁判所のみが決定することができる。

- ② 裁判所は当事者、企業委員会の代表者または企業委員会がないときは従業員代表委員の代表者、その他すべての利害関係者を審尋し、または適式に呼び出した後に裁判する。

- ③ しかしながら第98条第2項の規定の留保の下で、企業の譲渡の場合に、計画を確定する判決において定めた代金額を変更することはできない。

【参照条文】旧法 Ord, art, 37,

デクレ art. 95, 96,

第2節一企業の継続

第69条【継続】裁判所は、更生および債務整理の相当の見込みがある場合、管理人の報告の下で企業の継続を決定する。

- ② この継続は、事業のいくつかの部門についての停止、付加、または譲渡の必要がある場合、それらを伴う。本条の適用の下でなされる譲渡は下記第82条から第90条までおよび第93条第2項の規定に服する。

【参照条文】旧法 Ord, art, 28, L, art, 7,

デクレ art, 93, 97,

第70条【財産の一時的売却禁止】計画を確定または変更する判決において裁判所は、企業の継続に不可欠であると評価した財産について、裁判所の定める期間中その許可がなければ売却されえないことを決定することができる。

- ② 一時的売却禁止の公示は、不動産については土地公示を改正する1955年1月4日デクレ22号第28条の規定に従って確保され、設備動産については、コンセイユ・データのデクレで定める条件の下で裁判所書記課に対して確保される。
- ③ 本条第1項の規定に違反してなされたすべての行為は、あらゆる利害関係者がその行為の締結時から3年の期間内になした請求により、無効とされる。その行為が公示に服するものであるとき、この期間は公示の時から起算される。

【参照条文】デクレ art. 98, 185, 186,

第1小節一法人の定款変更

第71条【定款変更】計画は企業の継続に必要な定款変更を規定する。

第72条【管理人による総会の招集】計画を確定する判決は、コンセイユ・データのデクレ

で定める方式と期間において、計画の定めた定款変更を行う権限のある総会の招集を、管理人に委任する。

【参照条文】デクレ art.99.

第73条【出資金の払込義務】新社員または新株主はその出資した資本の金額を直ちに払い込む義務を負う。しかしながら新社員または新株主は、自己の承認された債権の額に達する補償を、計画において免除または猶予の形式でなされた減額の限度で、受けることができる。

第2小節一債務履行の方法

第74条【猶予・免除】裁判所は、第24条第2項および第3項の定める条件の下で債権者が承認した猶予および免除の確認をなす。この猶予および免除は、必要があれば、裁判所が縮減することができる。その他の債権者に対して、裁判所は、期限付債権に関して手続開始前に当事者がより長い猶予期間を定めていた場合を留保して、一律の弁済猶予を課す。

② 猶予期間は計画の存続期間を越えることができる。

【参照条文】旧法 Ord. art.27.

第75条【猶予期間の短縮】計画は債権者のために、より短い一律猶予期間で債権額に比列した減額を伴う支払いの選択の余地を定めることができる。

② その場合、猶予期間は計画の存続期間を越えることはできない。

③ 債権の減額は、計画が定めた最後の弁済期において、定められた期日における払い込みの後でなければ最終的になされない。

第76条【猶予または免除の対象とされ得ない債権】第74条および第75条の規定の例外として、以下のものは免除または猶予の対象とはされ得ない。

1号 労働法典 L.143-10条, L.143-11条, L.742-6条および L.751-15条に定められた先取特権によって担保される債権。

2号 労働契約から生じ、民法典第2101条第4号および第2104条第2号の定める先取特権により担保される債権で、労働法典 L.143-11-4条に規定された組織によ

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (1)

り前貸がなされなかったもの、または代位の対象とならなかったもの。

- ② 評価された負債総額の100分の5の限度で、債権額の順序により最も少額な方の債権について、そのそれぞれがデクレで定める額を越えないものは免除も猶予も受けずに返済される。この規定は、同一人の有する債権額が上に定めた率の10分の1を越える場合、あるいは代位弁済または他人のための弁済が同意されている場合は、適用されない。

【参照条文】旧法 Ord. art. 27.

デクレ art. 101.

第77条【未承認債権の取扱い】債権の計画への記載および債権者による猶予または免除の授与は、債権の負債の部への最終的承認を妨げない。

- ② 係争中の債権に対して分配さるべき額は、この債権の負債の部への最終的承認の後でなければ払い込まれない。しかしながら、その訴訟の係属する裁判所は、この債権者が最終的承認前になされる分配に、全部ないし一部について仮に参加することを決定することができる。
- ③ 反対の法規定がない限り、または計画が別段の定めを置かない限り、計画に定められた弁済は取立払とする。

第78条【担保権が設定された財産の売却】特別の先取特権、質権、または抵当権が設定された財産を売却する場合、これらの担保権を有する債権者または一般の先取特権者は、労働法典 L.143-10条, L.143-11条, L.742-6条および L.751-15条の定める先取特権の被担保債権の弁済の後で、その代金の支払いを受ける。

- ② 上記の担保権者は、その者の間に存する優先順位に従い、計画によって支払われるべき配当金を、すでになされた弁済額に関する控除の上で受領する。
- ③ 財産に先取特権、質権、または抵当権が設定されている場合、必要があれば、他の同等の利益を有する担保に限りそれに差し替えることができる。同意がない場合、裁判所はこの差し替えを命じることができる。

【参照条文】デクレ art. 100, 102, 155.

(注) 第3項のアンダーライン部分は底本では脱落している。

第79条【積極財産の部分的譲渡】積極財産を部分的に譲渡する場合、その代金は第78条

の適用の留保の下で、企業に払い込まれる。

第80条【不履行による計画廃止】債務者が計画の定めた期間内に金融に関する約定を履行しない場合、債権の少なくとも100分の15を代表する債権者または債権者の集団は、計画実施監査人に通知した後に、計画の廃止、および譲渡または裁判上の清算のいずれかを目的とした裁判上の更生手続開始を求めて裁判所を係属させることができる。

- ② 裁判所は計画実施監査人または共和国検事の請求によっても係属することができる。
- ③ 計画に服する債権者は、すでに受領した額を控除して、自己の債権と担保の全部を届け出る。

【参照条文】旧法 Ord. art.38, L. art.75, 77, 79,
デクレ art.103.

第3節一企業の譲渡

第1小節一総則

第81条【譲渡】管理人が作成した報告に基づいて、裁判所は企業の譲渡を命じることができる。

- ② 譲渡は、自立した経営の可能な事業およびそれに結び付いた雇用の全部ないし一部の維持を確保し、債務を履行することを目的とする。
- ③ 譲渡は全体的ないし部分的になされうる。部分的譲渡の場合、それは事業の完全かつ自立した一つないし複数の部門を構成する経営部分の集合体を対象とする。
- ④ 企業の継続計画がない場合、譲渡計画に含まれない財産は第3編に定める方法に従って売却される。

【参照条文】デクレ art.104.

第2小節一譲渡の実行方法

第82条【譲渡の構成】譲渡は、それが第81条の意味での一つないし複数の集合体を対象とするものでなければ命じることができない。

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (1)

② 裁判所はその集合体の組成について裁判する。

第83条【申込の記載項目】あらゆる申込は管理人の定めた期間内に管理人によって受け取られ、以下の項目を含むものでなければならない。

1号 事業および融資の見通しについて。

2号 譲渡代金およびその整理方法について。

3号 譲渡実行の日について。

4号 考慮の対象となった事業により保障される雇用の水準と見込みについて。

5号 申込の履行を確保するため署名した保証について。

② 主任官は補足的項目を請求することができる。

第84条【管理人の報告】管理人は裁判所に対して、申込の相当性を確かめ得るすべての資料を与える。

第85条【申込の受理】裁判所は、譲渡される集合体に結び付いた雇用および債権者への弁済の最も安定した確保を最良の条件で可能にする申込を受理する。

第86条【譲渡による契約の移転】裁判所は、管理人から交付された債務者の契約相手方による見解に基づき、事業の維持に必要なリース契約、賃貸借契約あるいは財産・サービス供給契約を決める。

② 計画を確定する判決は、譲渡が第94条の定める経営賃貸借によってなされる場合でも、これらの契約の譲渡をもたらす。

③ これらの契約は、あらゆる反対の条項にかかわらず、裁判所が、契約相手方を審尋し、または適式に呼び出した後に事業の継続を確保するため課すことのできる弁済猶予の留保の下で、手続開始の日には有効な条件で履行されなければならない。

【参照条文】デクレ art.105, 157.

第87条【管理人の任務】裁判所の確定した計画の実施に際して、管理人は譲渡実行に必要なすべての行為をなす。

② この行為の完了を待つ間、管理人は自己の責任において、譲渡される企業の運営を譲受人に委ねることができる。

第88条【計画実施監査人の任務】計画実施監査人の任務は、第67条の例外として、譲渡代金の完全な支払いまで存続する。

第3小節一譲受人の義務

第89条【財産の処分制限】譲渡代金を完全に支払うまで、譲受人は、在庫品を除いて、自己の獲得した有形または無形の財産を売却することもしくは経営質貸借に供することができない。

- ② 裁判所は、計画実施監査人があらかじめ企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員に諮問した上でなした報告の後で、その財産の全部ないし一部の売却、担保権設定、質貸借、または経営質貸借を許可することができる。裁判所は譲受人の提供した担保を斟酌しなければならない。
- ③ 本条の規定に違反してなされたすべての行為は、あらゆる利害関係者がその行為の締結時から3年の期間内になした請求により、無効とされる。その行為が公示に服するものであるとき、この期間は公示の時から起算される。

第90条【臨時管理人】譲渡代金の支払いがなされない場合、裁判所は、職権により、または計画実施監査人、共和国検事、その他あらゆる利害関係者の請求により、臨時管理人を任命し、その任務は裁判所が定める。

【参照条文】デクレ art.107.

第4小節一債権者に対する効果

第91条【弁済期の到来】企業の全部譲渡計画を確定する判決は弁済期未到来の債務について弁済期を到来させる。

第92条【処理の終結】企業の全部譲渡の場合、裁判所は、譲渡実行に必要なすべての行為の完了の後、処理の終結を職権により宣言する。

- ② 譲渡代金は、計画実施監査人が債権者にその順位に従い分配する。
- ③ 債権者は、終結判決の後、第169条の定める限度でその個別的請求の権利を回復する。

【参照条文】 デクレ art.106.

第93条【担保権が設定された財産】特別の先取特権、質権または抵当権が設定された財産を譲渡の対象とする場合、代金の割当分は、代金の分配および優先権の行使のために、裁判所がそれらの財産の各々に指定する。

- ② しかしながら、業務に関する備え付け設備または資材の取得代金を売主または貸主に対して担保する質権の負担は、譲受人に移転する。譲受人は、売主または貸主との間で約定された支払金で、所有権移転の時から、または経営質貸借の場合は財産使用の時から譲受人が負うに至ったものを、第86条第3項に定めた条件で合意することのできる弁済猶予の留保の下で、売主または貸主のもとに支払う義務を負う。
- ③ 譲渡に含まれる財産に設定された担保登記の擦除をもたらす代金完済までの間、追及権を有する債権者は、譲受人が譲渡された財産を売却した場合でなければ、これを行使することができない。

【参照条文】 デクレ art.105, 108.

第5小節一 経営質貸借

第94条【経営質貸借】譲渡計画を確定する判決によって裁判所は、あらゆる反対の条項が、特に不動産質貸借契約の中にあるときでも、雇用および債権者への弁済の最も安定した確保を最良の条件で可能にする引受申込を提出した者のために、第61条の定める条件で経営質貸借契約締結を許可することができる。

【参照条文】 旧法 L. art.27.

第95条【監督と解約】計画実施監査人はその任務に有用なあらゆる文書および情報を経営質借人から伝達させることができる。監査人は、経営質貸借に供された部分へのあらゆる侵害および経営質借人に課された義務の不履行を、裁判所に報告する。

- ② 裁判所は、職権により、あるいは計画実施監査人または共和国検事の請求により、経営質貸借契約の解約および計画の廃止を命じることができる。
- ③ 計画の廃止は質借人に対する新たな裁判上の更生手続の開始をもたらす。譲渡代金の分配を受け得る債権者は、すでに受領した額を控除して、自己の債権および

担保の完全性を回復する。

【参照条文】旧法 L. art. 28.

デクレ art. 109.

第96条【経営賃貸借に関する法規の不適用】上記1956年3月20日法律277号第4条、第5条、および第8条の規定は適用されない。

【参照条文】旧法 L. art. 27.

第97条【買取義務】経営賃貸借の場合、計画を確定する判決から2年以内に、企業が実際に譲渡されなければならない。

第98条【買取義務の不履行】経営賃貸借人が計画で定めた条件および期間内に買取義務を履行しない場合、計画実施監査人、共和国検事またはあらゆる利害関係者の請求により、賃借人に対して、その支払停止を確認する必要なしに裁判上の更生手続が開始される。

- ② しかしながら、経営賃貸借人が自己の責に帰すことのできない理由によって当初定められた条件での買い取りができないことを証明した場合、裁判所に対して賃貸借契約の満了前に計画実施監査人の意見の後でその条件の変更を請求することができる。

【参照条文】旧法 L. art. 28.